

企業の経営者、経営担当者、及び管理職等の方対象

労務管理研修のご案内

働く人の権利ばかりがクローズアップされる世の中になりました。テレビのニュースだけでなく、身近に監督署の調査が入り是正勧告を受けたという事例も後を絶ちません。そのような中で、経営側こそ労務管理に関する知識を蓄え、未然にトラブルを防止し、社員が働きやすい職場環境づくりをしていく必要はないでしょうか。

本研修では、労働基準法や労働関係法規の基本とその運用方法を学び、実際の職場で役立つ労務管理の方法についてご案内します。また同一労働同一賃金、働き方改革など最新の労働関係法案の内容について説明し、これからの労務管理のあり方についても解説します。

◆プログラム◆

労働時間・賃金に関して 実務上の注意点

平成30年6月7日（木）
13：30～16：30



- 掃除時間は労働時間？
- 勝手な残業には、残業手当は不要？
- 長時間労働の法的な限度時間は？
- 外回りの営業社員の残業手当は？
- 管理監督者なら残業代はいらない？
- 賃金の支払い形態
- 残業は30分単位で計算してもよいか？
- 固定で残業代を払うには
- 同一労働同一賃金におけるパート社員の取り扱い

希望の回のみ、一回だけでも受講できます。

就業規則の作成と 運用する際の注意点

平成30年6月14日（木）
13：30～16：30

- 就業規則の作成と届出の義務、流れ
- 実態と異なる内容のままの規則でも大丈夫？
- 規則で懲戒規定を完ぺきにすれば、労務リスクはゼロになる？
- 各規定（使用期間・休職・解雇）の具体的な定め方

◆安心のシステム◆

- ◆ 急用でお休みされる場合は、テキストや資料等をお送りします。
- ◆ 出席予定者の変更も可能です。前日までにご連絡ください。

費用
税別

一般 10,000円/回
Kの会会員様 9,000円/回

▽ 講師、お申し込み方法については裏面をご覧ください。

◆講師◆

伏屋事務所コンサルティング部 主任
特定社会保険労務士

加藤 大輝



安全衛生関係の資格を所持し、各会社の安全大会講師や安全衛生教育研修なども得意分野とする、労務管理のプロフェッショナル

◆受講者の感想◆

- ・具体例があってわかりやすかった
- ・意見交換ができて非常にためになりました。
- ・実際の事例や大切なポイントをわかりやすく解説してもらえた。
- ・演習問題もあり分かりやすく大変勉強になりました。
- ・質問がしやすい雰囲気、疑問を一つ一つ解消できてよかった。



◆お申し込み

受講される方の氏名、生年月日等を下記に記入の上、実施日の1週間前までにFAX頂きますようお願い致します。

最少催行人数4名
お申し込みが4名に達しない場合は研修が中止となる可能性があります。



◆お支払い

お申し込みを確認いたしましたら、請求書を送らせていただきます。

◆お問い合わせ先

(株)中部人材育成センター／伏屋社会保険労務士事務所

〒500-8285 岐阜市南鶉4-47

TEL : 058-272-3872

FAX : 058-276-2027

E-mail : advice@fuseya.co.jp

労務管理研修 申込書 会社名

氏名	フリガナ	生年月日	性別	勤続	所属・役職	参加日	○を付けて下さい
						6/7	6/14
						6/7	6/14
						6/7	6/14